

(案)

新宿区地球温暖化対策指針 の見直しについて (報告)

この報告は第10期新宿区環境審議会において、計9回(平成26年7月～平成28年6月)の審議を行ない、平成23年3月策定の「新宿区地球温暖化対策指針」の二酸化炭素排出量の削減目標及び目標達成のための取り組み方針の見直し内容について、取りまとめたものです。

また「新宿区地球温暖化対策指針」については、同審議会において「新宿区第二次環境基本計画」の基本目標である地球温暖化対策の推進に係る部分との整合性を図るという観点から、平成30年度にスタートする「新宿区第三次環境基本計画」の中に統合することと決定しました。

以上のことから、本報告は、第11期新宿区環境審議会において、ご審議いただく「新宿区第三次環境基本計画」目標のひとつとして位置づけられるものです。

2016 (平成28) 年6月

目 次

第1章 基本的事項	
1 新宿区地球温暖化対策の目的	1
2 対象期間	2
第2章 地球温暖化対策の現状と課題	
1 地球温暖化の現状及び国・都の動向	3
2 新宿区のCO ₂ 排出量の状況	4
3 CO ₂ 排出量削減に向けた課題	5
第3章 新宿区のこれまでの取組及び新たな削減目標	
1 これまでの取組及び新たな削減目標を策定した経緯	6
2 新たなCO ₂ 削減目標設定の考え方	6
(1) CO ₂ 排出量	
(2) エネルギー消費量	
第4章 CO ₂ 排出量削減に向けた取り組み	
1 CO ₂ 排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて	1 2
2 CO ₂ 削減に向けた取り組み	
基本目標 I 地球温暖化対策の推進	1 3
取り組み方針 1－1	
再生可能エネルギーの活用とエネルギーの効率化を推進します。	1 4
取り組み方針 1－2	
家庭及び職場の省エネへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。	1 7
取り組み方針 1－3	
ヒートアイランド対策を推進します。	2 2

第1章 基本的事項

1 新宿区地球温暖化対策の目的

地球温暖化は、人間の活動により引き起こされたもっとも深刻な環境問題と考えられています。地球温暖化の原因は、主に人間の活動が生み出す温室効果ガスによりもたらされており、地球温暖化による影響は、気温上昇だけでなく、局地的集中豪雨や海面の上昇などの現象が、世界各地で、みられるようになっていきます。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC※）は、地球温暖化の科学的な評価と対策を盛り込んだ第5次統合報告書を2014（平成26）年11月に公表しました。この中で、気候変動を回避するために産業革命前より地球の気温上昇を2度未満に抑えるためには、2050（平成62）年までに温室効果ガスの排出を2010（平成22）年比で40～70%減らし、今世紀末にほぼゼロにする必要があると指摘しています。

2013（平成25）年に開催された、気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、温室効果ガス排出量について、すべての国が自主的な削減目標を2015（平成27）年第一四半期までにできるかぎり提出することで合意をしました。

こうした状況の中、国は、2015（平成27）年7月に新たな温室効果ガス排出削減目標を「2030（平成42）年の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年比で26%削減」と閣議決定し、2015（平成27）年11月に開催したCOP21に提出し採択されました。

また、COP21においては、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和（排出削減）」だけでなく、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間社会の在り方を調整する「適応」についても取り組んでいくことが採択項目の中に取り込まれました。

国も、「緩和策」を確実に進めるとともに「適応策」への取組を進めることが必要と考え、「気候変動の影響への適応計画」を2015（平成27）年11月に作成し、取り組みを始めたところです。

これらの背景を踏まえ、新宿区の地球温暖化対策の推進は、新宿区の将来の環境を見据えながら、「緩和策」だけでなく「適応策」も取り入れ、2018（平成30）年度～2030（平成42）年度の間温暖化対策として進めるべき取り組み方針を示すことを目的とします。この取り組み方針に基づき「新宿力」を活かしながら、一人ひとりが、できることを着実に実行することにより、新宿区の温暖化対策を推進していきます。

※IPCC（Intergovernmental panel on Climate Change）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により1988（昭和63）年に設立された国連の組織。

2つの温暖化対策「緩和」と「適応」

地球温暖化に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」です。



(出典：温暖化から日本を守る適応への挑戦「環境省」)

2 対象期間

この報告は、2030（平成42）年度までの二酸化炭素「以下（CO₂）という。」削減目標を提示していますが、2018（平成30）年度から10年間の「新宿区第三次環境基本計画」に統合するため、CO₂削減に向けた取り組みは10年間を対象期間とします。

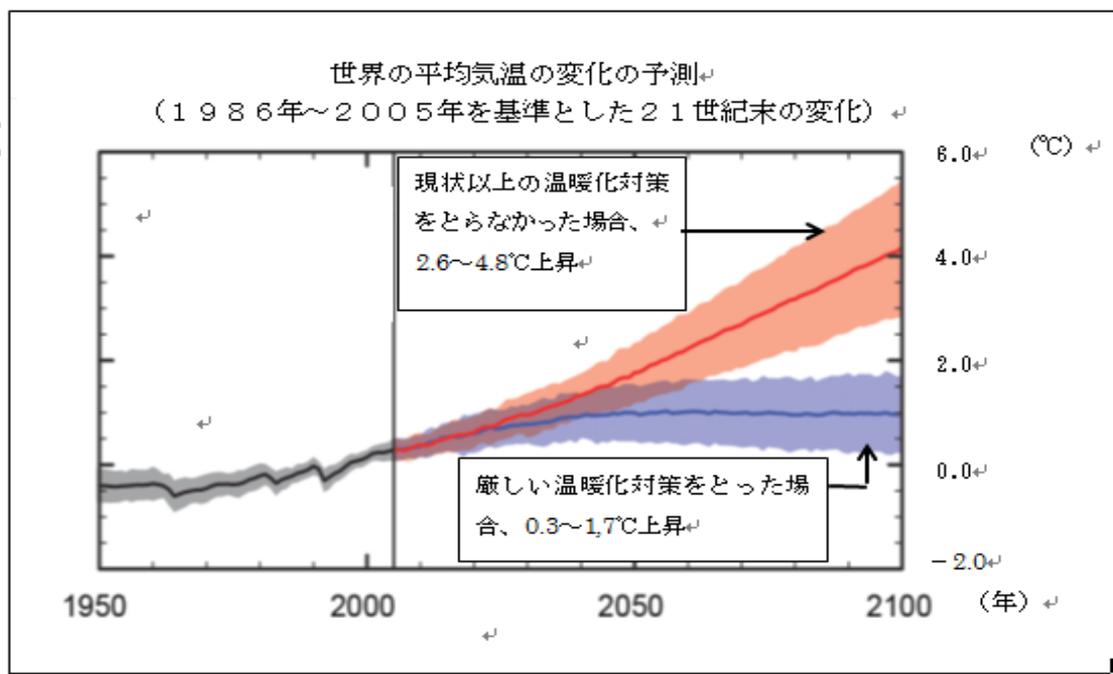
第2章 地球温暖化対策の現状と課題

1 地球温暖化の現状及び国・都の動向

【現状】

- 「地球温暖化の要因は人間活動の影響による」（IPCC発表）とされています。

平成25年（2013年）9月の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書第1作業部会報告書」によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がなく20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、私たち一人ひとりの活動の影響である可能性が極めて高いとしています。同報告書では今世紀末の世界の平均気温は、可能な限りの温暖化対策をとった場合でも1.0℃、緩和策の実施を前提としない場合では最大で4.8℃も、上昇すると予想しており、これに伴う異常気象や食料危機、健康被害や生態系への影響などが懸念されています。



【出典：IPCC AR5 WG1 政策決定者向け要約 図SPM7】

【国・都の動向】

- 国の新たな温室効果ガス削減目標は2013（平成25年）比で26%減

国は2015（平成27）年11月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2030（平成42）年の温室効果ガス削減目標を「2013（平成25）年比で26%削減」を提出し、同目標が採択されました。

都は、新たな環境基本計画（中間のまとめ）において、都内温室効果ガス排出量を、これまでの取組成果や長期的に求められる目標水準を踏まえ、国や他都市をリードする意欲的な目標水準とするため「2030（平成42）年までに東京の温室効果ガス排出量を2000（平成12）年比で30%削減することが望ましい」としています。

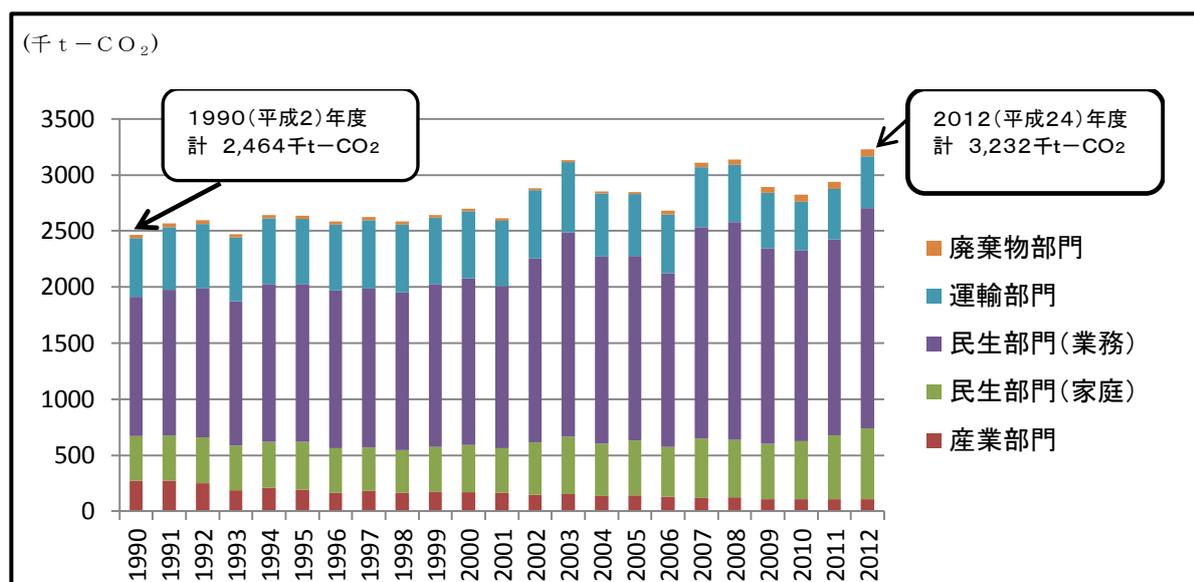
また、上記目標における需要側が取り組むべき目標として、エネルギー消費量の削減目標を「2030（平成42）年までに東京のエネルギー消費量を2000（平成12）年比38%削減することが望ましい」としています。

2 新宿区のCO₂排出量の状況

2012（平成24）年度の区内のCO₂排出量は約323万2,000t-CO₂であり、2011年以降、増加傾向にあります。部門別にみると、民生部門（業務）の排出量が多いことが特徴で、民生部門（家庭）を合わせた民生部門だけで、全体の約80%と非常に高い割合を占めている。

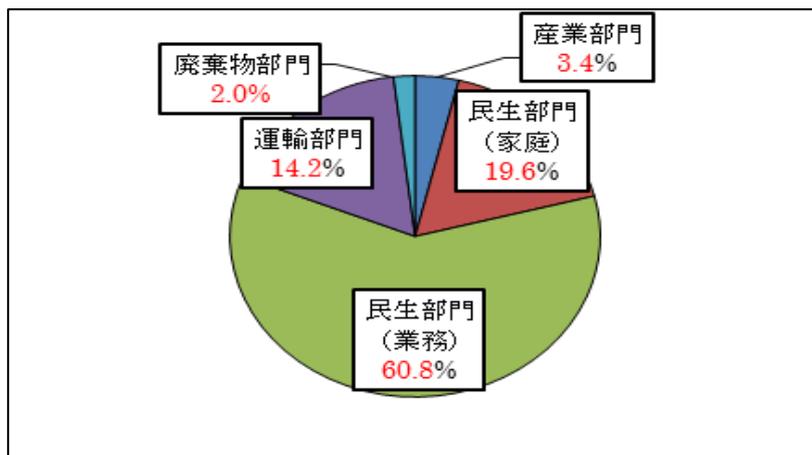
これは、民生部門（家庭）の世帯数の増加や民生部門（業務）の延床面積の増加に加え、原子力発電所の停止に伴い火力発電所の発電量が増加したものです。なお、1990（平成2）年度と比較して31.2%増加しています。

○ 新宿区の部門別CO₂排出量の推移



- ※ ・廃棄物部門：一般廃棄物処理に伴う排出量 ・運輸部門：鉄道、自動車からの排出量
 ・民生部門（業務）：商業施設、事務所・ビル、学校、病院、公共施設などからの排出量
 ・民生部門（家庭）：自家用自動車を除く一般家庭からの排出量 ・産業部門：製造業・建設業からの排出量

新宿区の（2012年度）部門別のCO₂排出量



3 CO₂排出量削減に向けた課題

今後も、民生部門（家庭）の世帯数の増加や民生部門（業務）の延床面積の増加が見込まれる中で、CO₂排出量を削減するためには、省エネや再生可能エネルギーの活用に一層取り組んでいく必要があります。

さらに、2015(平成27)年11月に国が、温暖化に対応する「気候変動の影響への適応計画」を策定したことから、区としても適応策の検討を行っていく必要があります。

第3章 新宿区のこれまでの取組及び新たな削減目標

1 これまでの取組及び新たな削減目標を策定した経緯

区では、2006（平成 18）年 2 月に、「新宿区省エネルギー環境指針」を策定し「2020（平成 32）年までに CO₂排出量を 1990（平成 2）比 5%削減する」という目標に基づき地球温暖化対策を推進してきました。

その後、国は 2009（平成 21）年 9 月に「2020（平成 32）年までに温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比 25%削減する」という、新たな温室効果ガス排出量削減に向けた目標を国際会議で表明し、国民全体で取り組むこととなりました。

区も、こうしたことから、2011（平成 23）年 3 月に国の目標との整合性を考慮し「2020（平成 32）年度までに CO₂排出量を 1990（平成 2）年度比 25%削減する」という高い目標を掲げ、地球温暖化対策法（以下「温対法」という。）第 20 条 2 項の規定に基づく「新宿区地球温暖化対策指針」を策定し、CO₂削減に向けた取組を推進してきました。

一方で、指針の策定時期が東日本大震災直前であったため、削減目標に震災の影響等が反映されていませんでした。

こうした中、国は、震災等による社会状況の変化を踏まえた、2020（平成 32）年以降の新たな削減目標を COP21（気候変動枠組み条約締約国会議）に提出しました。

このような背景をもとに、区も国の新たな目標との整合性を考慮した、2020（平成 32）年以降の削減目標を策定することとしました。

2 新たな CO₂削減目標設定の考え方

(1) CO₂排出量

排出削減の対象となる温室効果ガスは、CO₂、メタン、一酸化二窒素など 7 種類ありますが、新宿区では排出量の 95%を CO₂が占めています。

こうしたことから、区では CO₂排出量のみを対象として、削減目標を設定します。

また、温暖化対策は広域的な課題であることから、国の温室効果ガス排出量削減目標に貢献できる目標とするため「日本の約束草案」の削減目標のうち、CO₂排出量の削減目標である「エネルギー起源 CO₂」と「非エネルギー起源 CO₂」のみを抽出した値としました。

○ 新宿区の温室効果ガス排出割合

(単位：%)

二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカー ボン類 (HFC s)	パーフルオロカーボ ン類 (PFCs)	六フッ化硫 黄 (SF ₆)	三フッ化窒 素 (NF ₃) (※ 1)
95.1	0.1	0.3	4.4	0	0.1	

※1 三フッ化窒素 (NF₃) は、2015（平成 27）年度から、温対法の対象になったため、区での 2012（平成 24）年度の統計実績は、ありません。（出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」資料より作成

○ 国の約束草案による（CO₂）排出量 （単位：百万 t-CO₂）

区分	2030 年度の 排出量目安 (国)	2013 年度 の排出量 (国)
エネルギー起源CO ₂	927	1,235
非エネルギー起源CO ₂	70.8	75.9
合計	997.8	1,310.9

※ 削減率は $997.8 \text{ 百万 t-CO}_2 \div 1,310.9 \text{ 百万 t-CO}_2 \doteq 24\%$

(2) エネルギー消費量

また、CO₂排出量の推移だけでは、電力のCO₂排出係数(※)の上昇により、区民や事業者などの省エネ努力が分かりにくい状況となっていることから、CO₂排出量以外の目標として「エネルギー消費量」も目標に設定しました。

エネルギー消費量の実績については、2012（平成 24）年度のエネルギー消費量が、ピーク時の 2000（平成 12）年度に比べ約 16%削減となっています。このことから、年間の平均削減割合は、 $16\% \div 12 \text{ 年間} \doteq 1.3\%$ となりますが、今後は省エネ機器更新等による年間削減率が低くなることが予想されるため、1.0%削減を目標とし 2030（平成 32）年度までの削減目標を年 1%×17 年間で 17%削減することとしました。

○ 新宿区のエネルギー消費量

年度/区分	2000 年度	2012 年度	削減割合
エネルギー消費量実績	36,905TJ	31,179TJ	16%

（出典）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」資料より作成

※ 電力の排出係数とは、使用電力量 1 kWh 当たりの CO₂排出量を表す係数です。発電時に発生する CO₂排出量を使用電力（販売電力量）で除したもので、発電時の電源構成（エネルギー構成）により変動します。

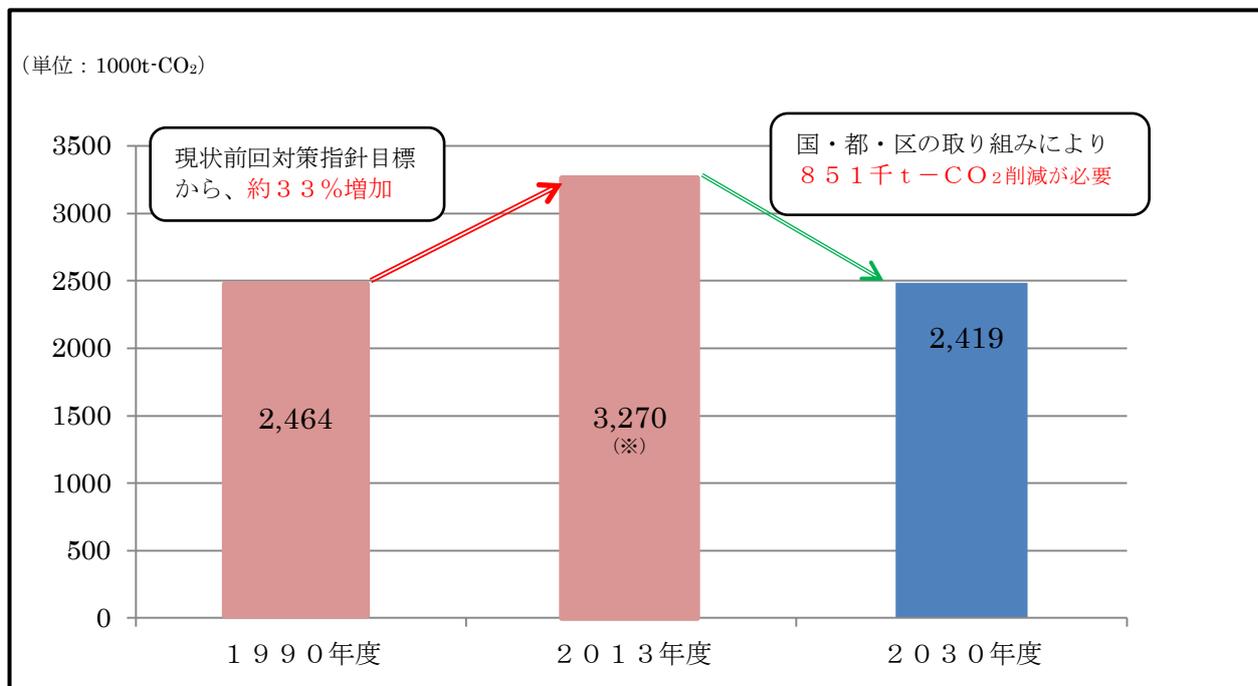
【削減目標】

目標① 2030（平成 42）年度において、CO₂排出量を 2013（平成 25）年度比で 24%削減を目標とします。

目標② 2030（平成 42）年度までにエネルギー消費量を 2013（平成 25）年度比で 17%削減を目標とします。

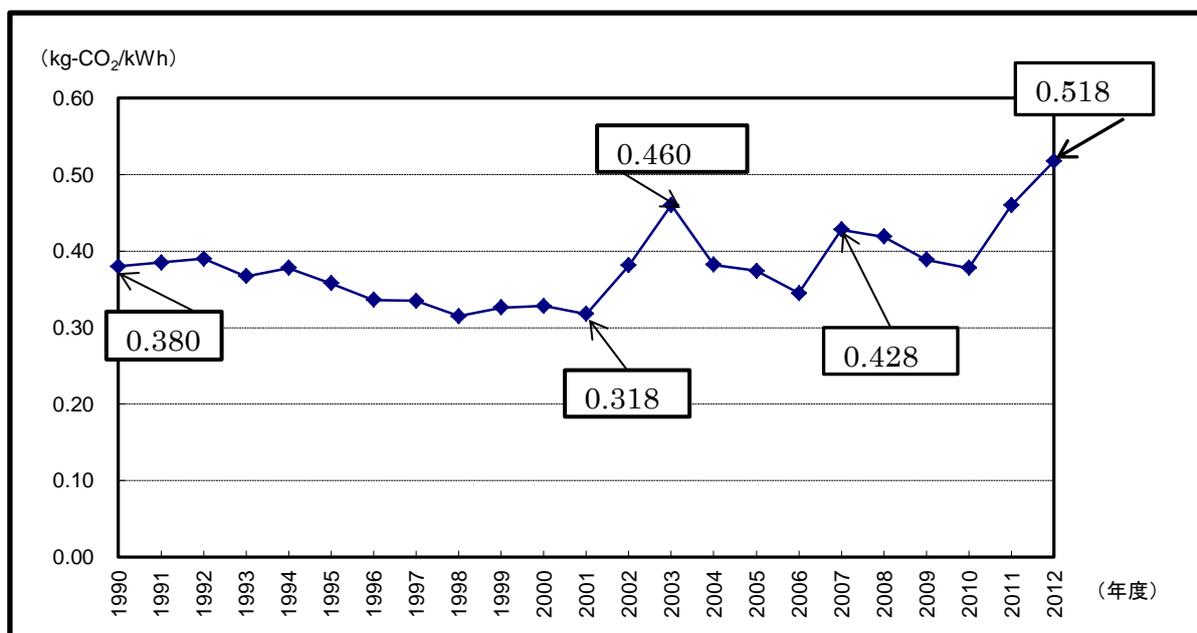
【排出削減量】

●新たな削減目標からのCO₂削減量



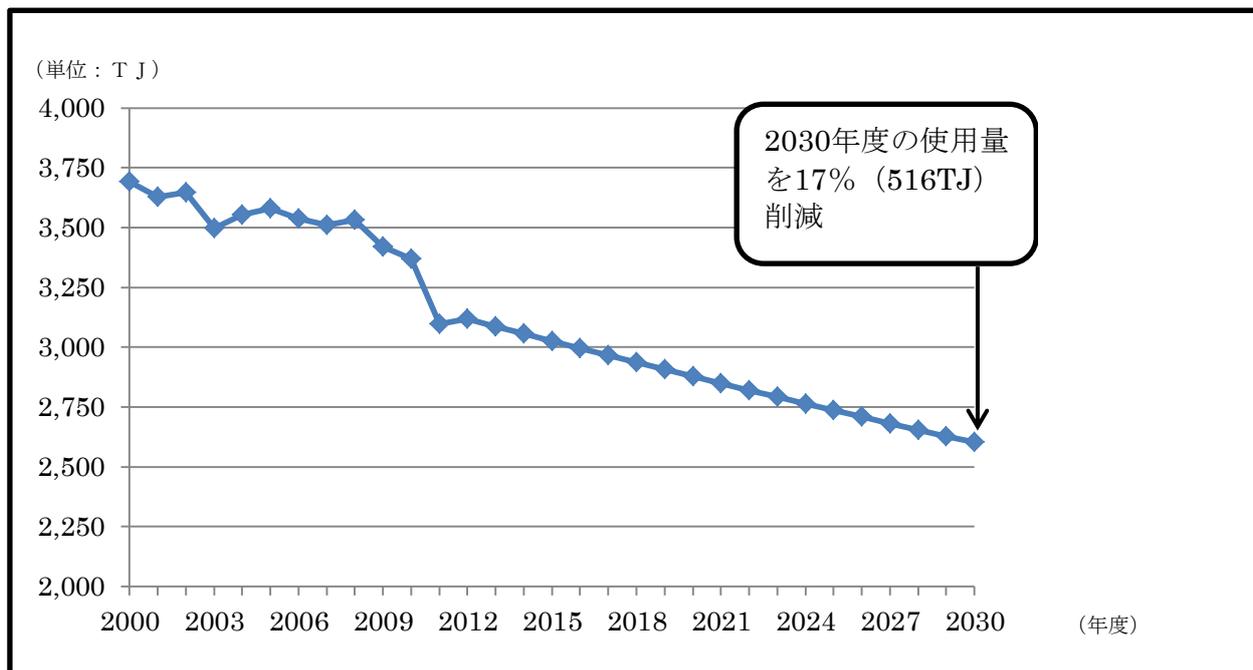
※ 推計実績値は、国の温室効果ガス排出量前年増加率1.2%を区12年度実績に適用し推計した。

●電力のCO₂排出係数の推移



※ 東日本大震災後、原子力発電所の稼働停止、火力発電所の新設稼働等により、電力のCO₂排出係数は上昇傾向にあります。

●新たな削減目標からのエネルギー使用量の削減量



●COP21（気候変動枠組み条約締約国会議）合意内容

平成 27 年 12 月 12 日COP21 において、2020（平成 32）年以降の地球温暖化対策の国際枠組を定めた「パリ協定」を採択しています。

この協定は、先進国だけに削減を義務づけた京都議定書に代わるもので、途上国を含む全ての国が削減対策に加わるもので、協定の内容は以下のとおりとなっています。

1 協定の目的

世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求する。

2 排出削減のための取組

主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。

3 市場メカニズム

我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

4 適応策

適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。

5 資金支援

先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。

6 行動と支援の透明性

すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。

7 実施状況の確認

5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み。

主要国の約束草案（概要）

国名	概要
日本	・2030（平成 42）年までに、2013（平成 25）年比で、温室効果ガス排出量を 26%削減する。「2005（平成 17）年比で、25.4%削減」
EU	・2030（平成 42）年までに、1990（平成 2）年比で、温室効果ガス排出量を国内で少なくとも 40%削減する。
米国	・2025（平成 37）年までに、2005（平成 17）年比で、温室効果ガス排出量を 26～28%削減する。28%削減へ向けて最大限努力する。
ロシア	・2025（平成 37）年までに、1990（平成 2）年比で、温室効果ガス排出量を 25～30%削減する。
中国	・2030（平成 42）年までに、2005（平成 25）年比で、GDP 当たりの CO ₂ 排出量を、60～65%削減する。
インド	・2030（平成 42）年までに、2005（平成 25）年比で、GDP 当たりの CO ₂ 排出量を、33～35%削減する。

第4章 CO₂排出量削減に向けた取り組み

1 CO₂排出量及びエネルギー使用量の削減に向けて

第3章で掲げた、削減目標を2030(平成42)年度において達成するには、CO₂排出量及びエネルギー使用量の少ない低炭素なまちづくりを実現していくことが必要です。

そのためには、建築物の省エネ化や新築建築物における省エネ基準の適合の推進が必要となることから、2018(平成30)年に計画期間がスタートする「まちづくり総合計画」と整合性を図りながら取り組みを進めて行くことも必要です。

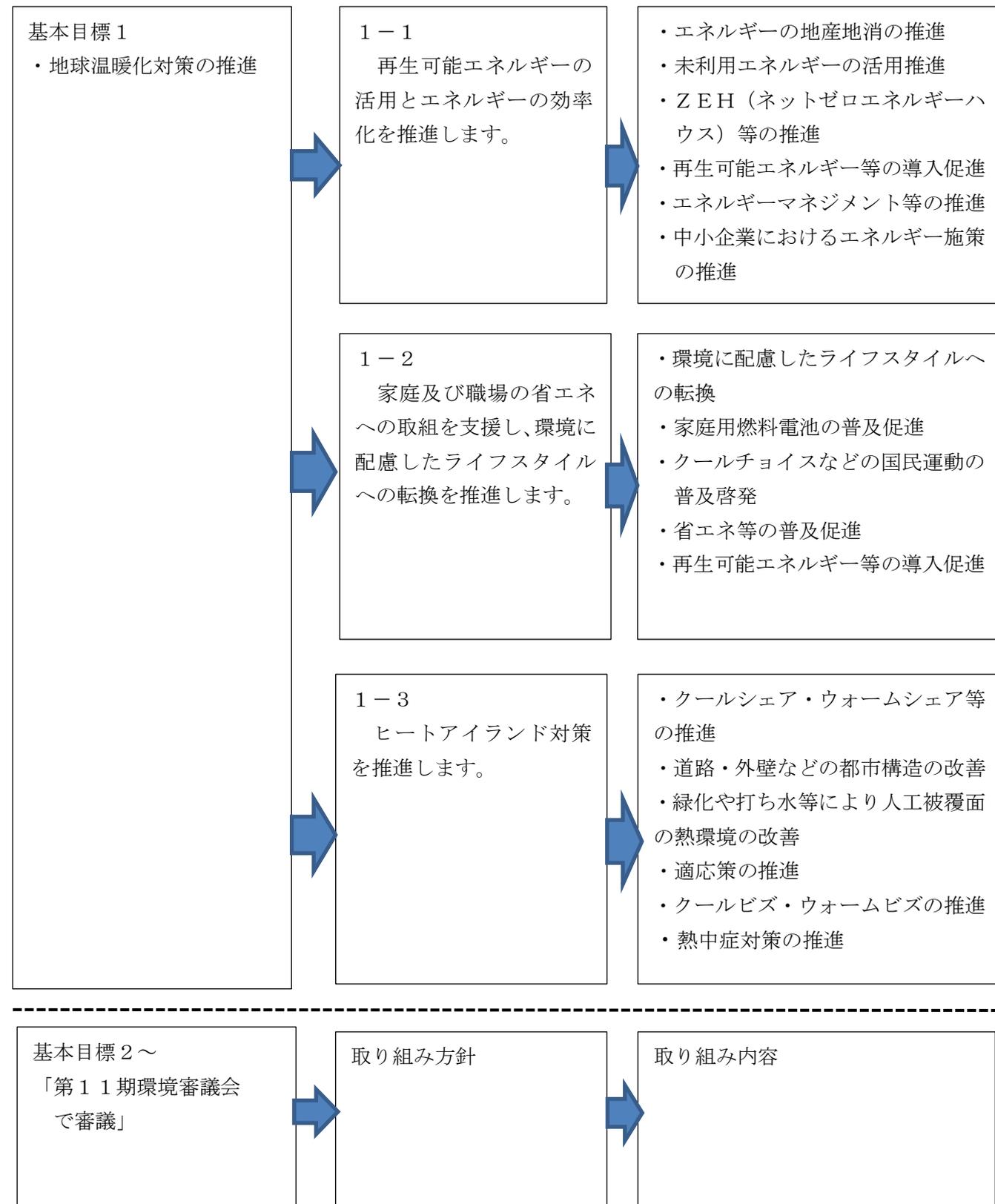
また、低炭素なまちづくりを進めて行くうえには、国・都・区や区民、事業者が、ライフスタイル、ビジネススタイルの改善に取り組む必要もあります。

そのため、国・都・区や区民、事業者との連携のもと以下の方針に取り組むことで、率先して低炭素なまちづくりを推進していきます。

2 CO₂削減に向けた取り組み

【施策の体系】

環境の保全等に関する目標



基本目標Ⅰ 地球温暖化対策の推進

取り組み方針1—1

再生可能エネルギーの活用とエネルギーの効率化を推進します。

住宅などのエネルギー効率の向上、コージェネレーションシステム(※1)等の地産地消型のエネルギーの導入、技術革新に伴う環境に配慮した機器の活用などにより、CO₂排出量を減らすため、再生可能エネルギーの活用とエネルギーの効率化を図った都市を目指します。

※1 コージェネレーションシステム

発電を行う際に発生した排熱を暖房や給湯等に利用するエネルギー供給システムです。発電と熱利用を同時に行うことから、高効率的なシステムとして、さらなる普及が期待されています。

区による取り組み内容の参考例

●エネルギーの地産地消の推進 ●未利用エネルギーの活用推進

- 学校などで清掃工場の排熱発電による未利用エネルギーを活用した電力購入・利用の促進を図ります。(亀井委員)

●大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の推進

- 地域における効果的な省エネルギーを推進するため、大規模開発等においては、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの誘導を進めます。(勝田委員)

●再生可能エネルギー等の導入促進

- 再生可能エネルギー等の利用を拡大する取組として、太陽エネルギー利用システムや断熱窓などの機器等の導入を支援する補助制度を実施します。(山本委員)(亀井委員)(崎田委員)
- 省エネルギー機器への交換やエネルギーマネジメントシステムの導入を啓発します。(亀井委員)

●ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)等の推進

- ゼロエネルギービルの導入に向けた普及啓発に取り組めます。(亀井委員)

●中小企業におけるエネルギー施策の推進

- 区省エネ診断を受診し、蛍光灯からLED機器へ改善を提案された企業に対して、導入を支援する補助制度を実施します。(亀井委員)(崎田委員)

●その他

- 既存のオープンスペースの活用と都市インフラの活用とリノベーションにより、低炭素な社会の誘導を進めます。（野村副委員長）
- 「グリーン購入法」に基づき率先して、環境に配慮した製品の購入の推進を図ります（亀井委員）

区民による取り組み内容の参考例

●再生可能エネルギー等の導入促進

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。（山本委員）（亀井委員）（崎田委員）
- 家庭用蓄電池などの機器の導入に努めます。（亀井委員）

●ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）等の推進

- ゼロエネルギーハウスの導入に努めます。（亀井委員）

●エネルギーマネジメント等の推進

- HEMS（※2）等電力の見える化システムの導入により、エネルギー使用量の削減に努めます。（遠田委員）（鈴木委員）
- スマートメーターから得られる情報（エネルギー消費）や電気の家計簿を通じた見える化を活用しエネルギー使用量の削減に努めます。（山本委員）（鈴木委員）

事業者による取り組み内容の参考例

●大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の推進

- 地域における効果的な省エネルギーを推進するため、大規模開発等においては、地域冷暖房やコージェネレーションシステムの導入に努めます。（勝田委員）

●エネルギーの地産地消の推進 ●未利用エネルギーの活用推進

- 自家発電システムや排熱利用も含むコージェネレーションシステムの導入などを推進するよう努めます。（勝田委員）
- 都市排熱等の調査・検討を行うよう努めます。（勝田委員）

●再生可能エネルギー等の導入促進

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。（山本委員）（亀井委員）（崎田委員）

●エネルギーマネジメント等の推進

- スマートメーターから得られる情報の活用に努めます。（山本委員）（鈴木委員）
- 電力デマンド監視システムの設置に努めます。（山本委員）
- BEMS等電力の見える化システムを導入し、エネルギー使用量の削減に努めます。（原田委員）（鈴木委員）

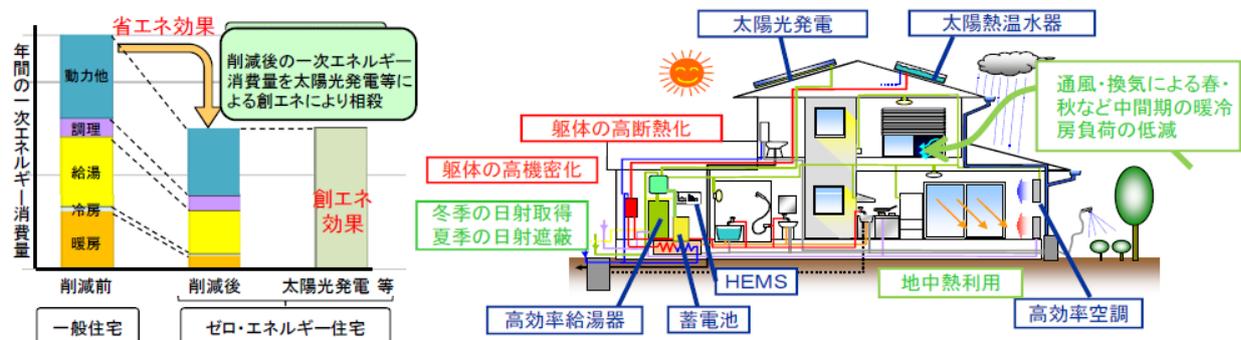
●中小企業におけるエネルギー施策の推進

- 省エネルギー診断を活用するなど事業所の省エネ化を推進するとともに、LED機器の導入を支援する区補助制度を活用します。また、併せて、国や都の補助制度の活用を検討します。（亀井委員）（崎田委員）

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）

ZEHは、「住宅設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅」。

建物の断熱化や太陽熱温水器などによる省エネと同時に、太陽光発電等の創エネにより、エネルギーを使う量と、創る量を差し引きゼロにするもの。



<住宅のゼロ・エネルギー化の取組みイメージ> 「出典：国土交通省HP」

※2 HEMS（へムス）「HOME ENERGY MANAGEMENT SYSTEM」

電力使用量の「見える化」各設備の電力制御等により家庭のエネルギーの一括管理を行うシステム。施設の対象により、名称が異なり、ビル向けを「BEMS（べムス）」工場向けを「FEMS（フェムス）」これらを含め全体を表すことばとして「CEMS（セムス）」等がある。

取り組み方針 1 - 2

家庭及び職場の省エネへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。

日常生活などにおいて、家庭職場での省エネ行動を促すとともに、省エネ等の取組に関する情報の提供、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用し、CO₂を可能なかぎり排出しないライフスタイルへの転換を目指します。

区による取り組み内容の参考例

●環境に配慮したライフスタイルへの転換

- 区有施設にクールシェア、ウォームシェアの導入を推進していきます。(崎田委員)
- 建築物の断熱構造化を促進するため、遮熱塗料、断熱窓や遮熱フィルムの普及啓発を図るとともに、導入を支援する補助制度を実施します。(亀井委員)(野村副委員長)
- 区民の新たな移動手段として、シェアサイクルの導入の検討を行います。(原田委員)
- カーシェアリングの啓発に取り組めます。(亀井委員)
- 「新宿エコ隊」「みどりのカーテン」「打ち水大作戦」などを実施します。(亀井委員)
- 区有施設での雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図ります。(亀井委員)
- 環境白書等を通じて、区の環境に関する取組の普及啓発や検証を行ないます。(鈴木委員)
- 伊那市等と連携しているカーボンオフセット事業の実施に努めます。(原田委員)
- 歌舞伎町のネオンや大型家電の電化製品の見せ方は環境を意識している人には対策をしていない街であると印象を与えるため、ライフスタイルの変更等何らかの対策を推進します。(鈴木委員)

●家庭用燃料電池の普及促進

- 住宅等の新築・既設に、燃料電池(エネファーム)の導入などの支援に努めてまいります。(亀井委員)(崎田委員)

●クールチョイスなどの国民運動の普及啓発

- 「クールチョイス」などの国民運動の普及啓発を図ります。(亀井委員)(福田委員)(崎田委員)

●省エネ等の普及促進

- LED照明や省エネ型家電製品の購入に努めます。(原田委員)
- 「電源が必要な何かをやめる」=「今までしていなかった、別の新しい環境配慮ができる」といった発想の転換に努めます。(遠田委員)
- 冷暖房の温度設定を冷房28℃、暖房20℃に努めます。(亀井委員)(原田委員)
- 使用しない部屋の電気については、消灯するよう普及啓発に努めます。(亀井委員)
- 流量調整蛇口・節水シャワー等による水道水の節水の普及啓発を図ります。(亀井委員)
- エコドライブについての普及啓発を図ります。(亀井委員)

- 電力小売自由化に際し、グリーン電力利用を実情に応じて出来るだけ採用します。
(亀井委員)
- ビルオーナーとテナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組む(グリーンリース(※4))
について、普及啓発に努めます。(野村副委員長)
- 省エネアドバイザー制度の派遣により省エネ節電行動を推進します。(亀井委員)

●再生可能エネルギー等の導入促進

- 再生可能エネルギー等の利用を拡大する取組として、太陽エネルギー利用システムや断熱窓などの機器等の導入を支援する補助制度を実施します。(再掲)
(山本委員)(亀井委員)(崎田委員)

●その他

- 官民連携、産官学連携による、事業開発や協働による事業投資を可能とする資金調達手法を含めたスキームの創設を目指します。(野村副委員長)
- 住む方の意識でエネルギー効率は大きく変化するため、モデルハウス等を活用した具体的なライフスタイル啓発などハードとソフトの連携による効果を高めます。(崎田委員)
- エコカーの普及のためのエネルギー供給施設の基盤整備を促進します。(山本委員)
- 交通渋滞・排ガス対策にロードプライシング制度を推進します。(亀井委員)

区民による取り組み内容参考例

●環境に配慮したライフスタイルへの転換

- クールシェア、ウォームシェアの活用を図ります。(崎田委員)
- 建築物の断熱構造化を図るため、遮熱塗料、断熱窓や遮熱フィルムの活用を努めます。
(野村副委員長)
- LED照明や高効率給湯器など省エネルギー機器への買換を検討します。(原田委員)
- 省エネ性能に優れた住宅の普及に取り組みます。(亀井委員)
- エコ・チェックダイアリー(環境家計簿)により、日常生活で排出しているCO₂の量を把握するよう努めます。(亀井委員)(鈴木委員)
- カーシェアリングの活用を努めます。(亀井委員)
- 「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加するよう努めます。(原田委員)
- 鉄道などの公共交通や自転車を利用するよう努めます。(原田委員)

●家庭用燃料電池の普及促進

- 住宅の新築・既設に、燃料電池(エネファーム)の導入など熱を含めた活用に努めます。
(亀井委員)

●省エネ等の普及促進

- 省エネ、節電行動を実践します。(亀井委員)
- 使用しない電気機器のプラグは抜き、節電マインドの維持に努めます。(亀井委員)
- 「新宿エコ隊」に登録し、積極的な省エネ活動や情報収集に努めます。(原田委員)
- 冷暖房の温度設定を冷房28℃、暖房20℃に努めます。(亀井委員)(原田委員)
- 流量調整蛇口・節水シャワー等による水道水の節水の導入に努めます。(亀井委員)
- エコドライブの実践に努めます。(亀井委員)
- パークアンドライドに努めます。(亀井委員)

●クールチョイスなどの国民運動の普及啓発

- 国民運動クールチョイスなどを活用して、環境性能の高い製品の選択に努めます。(亀井委員)(福田委員)(崎田委員)

●再生可能エネルギー等の導入促進

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。(再掲)(山本委員)(亀井委員)(崎田委員)

事業者による取り組み内容参考例

●環境に配慮したビジネススタイルへの転換

- クールシェア、ウォームシェアの導入への協力を推進していきます。(崎田委員)
- 建築物の断熱構造化を図るため、遮熱塗料、断熱窓や遮熱フィルムの活用に努めます。(野村副委員長)
- LED照明や高効率給湯器など省エネルギー機器への買換を検討します。(原田委員)
- カーシェアリングの活用に取り組みます。(亀井委員)
- 「新宿エコ隊」への登録やエコ事業者連絡会への参加などにより、積極的な省エネ活動や情報収集に努めます。(原田委員)
- 冷暖房の温度設定を冷房28℃、暖房20℃に努めます。(亀井委員)(原田委員)
- 通勤・出張はコミュニティバスなど公共交通を利用する他、短い距離の移動は自転車を利用するよう努めます。(原田委員)
- 「新宿の森」での森林保全体験などに積極的に参加するよう努めます。(原田委員)
- 流量調整蛇口・節水シャワー等による水道水の節水の導入に努めます。(亀井委員)
- 使用しない部屋の電気については、消灯するよう努めます。(亀井委員)
- エコドライブの実践に努めます。(亀井委員)
- ビルオーナー・テナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組む(グリーンリース)について活用に努めます。(野村副委員長)
- グリーン・エコプロジェクトを活用して、低炭素化に取り組みます。(鈴木委員)

●家庭用燃料電池の普及促進

- マンションの新築・既設に燃料電池（エネファーム）の導入など、熱を含めた活用に努めます。（亀井委員）

●クールチョイスなどの国民運動の普及啓発

- 国民運動クールチョイスなどを活用して、環境性能の高い製品の選択に努めます。（亀井委員）（福田委員）（崎田委員）

※3 グリーンリース

ビルオーナーとテナントが協働し、契約や覚書等により不動産の省エネなど環境負荷を低減する取組について自主的（任意）に取り決め、ビルオーナー・テナント双方が光熱水費削減等の恩恵を受けるWIN-WINの関係を実現するための取組。

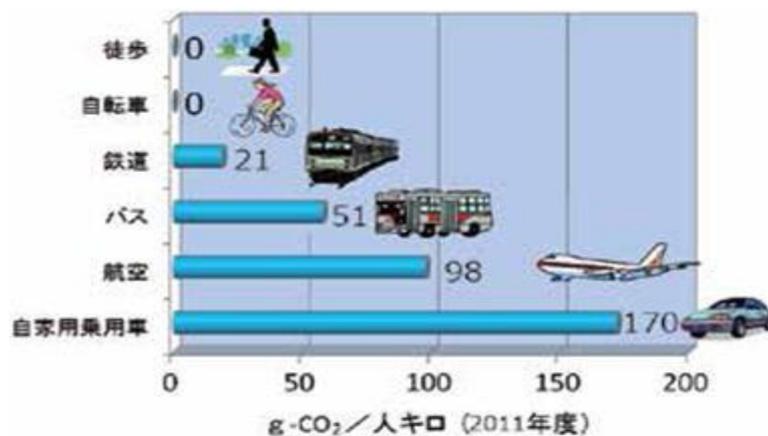
移動手段別のCO₂

《CO₂排出量の比較-1人を1km運ぶのに排出されるCO₂》(2011年度)

環境に配慮した、持続可能な社会を実現していくには、ライフスタイルやビジネススタイルを自動車等に過度に依存しない環境行動を定着させることが必要となります。

交通手段別のCO₂排出量の状況は、以下のとおりとなっています。CO₂排出量削減の観点からは、自家用乗用車よりも鉄道や路線バスの活用が好ましく、また徒歩や自転車での移動がより望ましいと言えます。こうしたことから、区でも、第三次実行計画(平成28年度・平成29年度)において、シェアサイクルの導入に向けて検討を行うこととしています。

移動手段別のCO₂排出量(比較)



(出典：東京都環境局ホームページ)

1人を1km運ぶのに排出されるCO₂(気体の容量)

- ◇ 自家用乗用車は、2リットルのペットボトル約43本分のCO₂を排出します。
- ◇ 鉄道は、2リットルのペットボトル約5本分のCO₂を排出します

取り組み方針 1 - 3

ヒートアイランド対策を推進します。

建築物の緑化、校庭の芝生化や人工排熱を抑制する機器の導入などにより、ヒートアイランド現象が発生しにくいまちを目指します。

また、国で示された「緩和策」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ヒートアイランド対策に取り組めます。

区による取り組み内容参考例

●クールシェア・ウォームシェア等の推進

- 区有施設にクールシェア・ウォームシェア（※4）の導入を推進していきます。（再掲）
（嶋田委員）

●道路・外壁などの都市構造の改善

- ヒートアイランド現象の原因となっている人工排熱を抑制するため、道路の整備にあたり、保水性舗装を施すとともに、校庭の芝生化など公共施設の緑化を推進します。（亀井委員）
- 新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指し、道路整備事業にあわせて緑量のある街路樹を整備する。（亀井委員）（原田委員）
- 環境に配慮した道路舗装（遮熱透水性舗装）を実施することで、ヒートアイランド現象の抑制を目指します。（亀井委員）

●緑化や打ち水等により人工被覆面の熱環境の改善

- 「新宿打ち水大作戦」を通じてヒートアイランド対策の普及啓発を図ります。（再掲）
（亀井委員）（原田委員）

●適応策の推進

- 熱中症の予防などヒートアイランド現象の適応策についての情報提供を行います。
（福田委員）（原田委員）
- 熱中症の予防と対応等について、広報やホームページを通し、普及啓発を図ります。
（福田委員）（原田委員）

●その他

- もっともっと緑が必要だから新宿区に新たに大きな公園を造ります。（原田委員）
- 歌舞伎町商店街一角を地下スペース化し、仕入れ等の自動車の地上走行を禁止する。
自動車の侵入は大久保通り（他の通りでもよい）から地下に入るよう計画を作成します。
（亀井委員）

区民による取り組み内容参考例

●クールシェア・ウォームシェア等の推進

- クールシェア・ウォームシェアの活用を図ります。(再掲) (崎田委員)

●クールビズ・ウォームビズの推進

- クールビズ・ウォームビズに努めます。(亀井委員)

●熱中症対策の推進

- 各家庭や地域等で、打ち水を積極的に行うよう努めます。(亀井委員)

事業者による取り組み内容参考例

●クールシェア・ウォームシェア等の推進

- クールシェア・ウォームシェアの導入への協力を推進していきます。(再掲) (崎田委員)
- 事業活動や建築物等の人工排熱の削減に努めます。(亀井委員)

●クールビズ・ウォームビズの推進

- クールビズ・ウォームビズに努めます。(亀井委員)

●熱中症対策の推進

- 「新宿打ち水大作戦」などのイベントの参加に努めます。(亀井委員) (原田委員)

※4 クールシェア・ウォームシェアの推進

一人一台のエアコンの使用をやめ、家族で居間に集まる。民間や公共施設に集まることで、涼しさ、暖かさを分かちあう仕組み。

○ 第10期審議会検討経過

回数	年月日	内 容
第1回	平成26年 7月24日	(1)新宿区第二次環境基本計画について (2)今後の新宿区の環境について
第2回	11月27日	(1)新宿区地球温暖化対策指針の見直しについて (2)講話「地球温暖化をめぐる国の動向等について」
第3回	平成27年 3月25日	(1)地球温暖化をめぐる国の最新の動向等について
第4回	6月30日	(1)「新宿区地球温暖化対策指針」等検討スケジュールについて (2)「新宿区地球温暖化対策指針」のあり方検討について
第5回	8月27日	(1)第三次新宿区環境基本計画の策定について (2)新たなCO ₂ 排出量削減目標等の設定について ア 目標年度及び基準年度について イ 新たなCO ₂ 削減目標（事務局案）について
第6回	10月21日	(1)新たなCO ₂ 削減目標（事務局案）に対する意見について
第7回	平成28年 1月28日	(1)COP21における合意内容について (2)新たなCO ₂ 削減目標の取り組みに関する意見について (3)第三次新宿区環境基本計画に取り組む温暖化対策指針の体系について —新たなCO ₂ 削減目標の取り組みに関する意見を基に作成— (4)新たなCO ₂ 削減目標の取り組み内容（案）
第8回	3月28日	(1)「新宿区地球温暖化対策の推進（案）」の提示
第9回	6月〇日	(1)「新宿区地球温暖化対策の推進」の取りまとめ

○新宿区環境審議会委員名簿

	氏 名		職 業 等	備考
学 識 経 験 者	会長	丸田 頼一	千葉大学名誉教授	
	委員	安田 八十五	新宿区リサイクル清掃審議会会長	
	委員	崎田 裕子	環境カウンセラー	
	委員	勝田 正文	早稲田大学理工学部教授	
	副会長	野村 恭子	PwCあらた監査法人	
区 民	委員	原田 由美子	公募区民	
	委員	亀井 潤一郎	公募区民	
	委員	福田 雅人	公募区民	
	委員	遠田 千草	公募区民	
	委員	手塚 京子	公募区民	
事 業 者 等	委員	鈴木 一末	東京都トラック協会新宿支部長	
	委員	川村 祥二	東京電力(株)新宿支社長	～H27. 6. 30
	委員	山本 竜太郎	東京電力(株)執行役員東京総支社長	H27. 6. 30～
	委員	山下 昌敏	東京商工会議所 新宿支部事務局長	～H27. 3. 31
	委員	中基 浩正	東京商工会議所 新宿支部事務局長	H27. 4. 1～
	委員	小畑 俊満	東京ガス(株) 中央支店副支店長	
	委員	大崎 秀夫	新宿区町会連合会会長	～H27. 9. 13
	委員	桑島 裕武	新宿区若松地区町会連合会会長	H27. 9. 14～
区	委員	柏木 直行	環境清掃部長	